

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	26 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

申立期間について、A町役場（現在は、B市役所）の職員から「国民年金保険料を遡ってまとめて納付すれば、年金受給時に国民年金を満額受給できる。」と勧められて国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したにもかかわらず、当該期間の保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A町役場の職員の勧めで国民年金の加入手続を行い、昭和36年4月に遡って国民年金保険料をまとめて現金で納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、39年9月頃に払い出されたと推認され、その時点では申立期間のうち、37年7月から38年3月までは保険料を納付することができる期間である。

また、申立人に係る国民年金被保険者名簿によれば、昭和38年度の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、国民年金の加入手続を行ったと推認される39年9月時点で、37年度保険料のうち、納付することができる同年7月から38年3月までの保険料を過年度納付した可能性を否定できない上、9か月間と短期間である当該期間の保険料を納付することができなかつた特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識は高かつたものと考えられる。

2 一方、申立期間のうち、昭和36年4月から37年6月までの期間について、申立人は遡ってまとめて国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は上記のとおり39年9月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月から38年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

申立期間について、A町役場（現在は、B市役所）の職員から「国民年金保険料を遡ってまとめて納付すれば、年金受給時に国民年金を満額受給できる。」と勧められて、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したにもかかわらず、当該期間の保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A町役場の職員の勧めで国民年金の加入手続を行い、昭和36年4月に遡って国民年金保険料をまとめて現金で納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、39年9月頃払い出されたと推認され、その時点では申立期間のうち、37年7月から38年3月までは保険料を納付することができる期間である。

また、申立人に係る国民年金被保険者名簿によれば、昭和38年度の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、国民年金の加入手続を行ったと推認される39年9月時点で、37年度保険料のうち、納付することができる同年7月から38年3月までの保険料を過年度納付した可能性を否定できない上、9か月間と短期間である当該期間の保険料を納付することができなかつた特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間以外に未納は無いことから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

2 一方、申立期間のうち、昭和36年4月から37年6月までの期間について、申立人は遡ってまとめて国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は上記のとおり39年9月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月から38年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から52年3月まで

私は、20歳となった昭和49年*月頃に、母がA区役所において国民年金の加入手続を行ってくれた。また、当時、私が大学生だったために、社会人になるまでの期間の国民年金保険料を母が納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、20歳となった昭和49年*月頃に、その母がA区役所において国民年金の加入手続を行い、当時、申立人が大学生だったために、社会人になるまでの期間の国民年金保険料をその母が納付してくれていたはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、52年8月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、50年7月から52年3月まで(21か月)は、遡って保険料を納付することができる期間である。

また、申立人の国民年金保険料の納付を行ったとするその母は、オンライン記録によると、昭和47年6月に国民年金に任意加入した以降、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、51年1月から付加年金保険料も納付していることから、納付意識は高かったものと考えられる上、その母は、「社会人になるまでの期間の保険料を遡って納付していた。」と供述していることから、その母が、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される52年8月時点で、申立人

の申立期間のうち、50年7月から52年3月までの国民年金保険料を遡って納付した可能性は否定できず、21か月間と比較的短期間である当該期間の保険料を遡って納付することができなかつた特段の事情も見当たらない。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和49年2月から50年6月まで（17か月）について、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記1のとおり52年8月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて、総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月から 56 年 6 月まで

私は、母から、空白になっている申立期間の国民年金保険料を A 区役所の年金課窓口で一括納付したということを聞いているので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から同年 6 月までについて、申立人は、その母から、空白になっている申立期間の国民年金保険料を A 区役所の年金課の窓口で一括納付したということを聞いているとしている。これについて、A 区役所では、当時窓口に通年納付書が備え付けられていたか否かは不明としているものの、通年納付の申出があった場合には、B 機関や社会保険事務所（当時）へ依頼し、納付書を送っていたとしている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、58 年 7 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち 56 年 4 月から同年 6 月までの期間は遡って保険料を納付することが可能な期間である。

また、オンライン記録及び A 区の年度別納付状況リストには、昭和 56 年 7 月から 57 年 3 月までの保険料についての納付日の記載は無いが、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号が 58 年 7 月頃に払い出されたと推認されることから、国民年金の加入手続を行った時点で、その母が当該期間の国民年金保険料を通年納付した可能性を否定できない上、3 か月と短期間である 56 年 4 月から同年 6 月までの保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間のうち昭和 46 年 11 月から 56 年 3 月までの期間について、申立人は、前記 1 と同様に、その母が一括納付したとしている。しかしながら、その母から、申立人の国民年金の加入手続及びその時期、申立期間に係る国民年金保険料の納付金額等について具体的な証言は得られず、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前記 1 のとおり昭和 58 年 7 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち 46 年 11 月から 56 年 3 月までについては時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、国民年金制度では、原則として、時効により 2 年を超えて国民年金保険料を納付することはできず、2 年を超えて納付できるのは、「昭和 45 年 7 月から 47 年 6 月までの期間」、「昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月までの期間」及び「昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月までの期間」において 3 回にわたって行われた特例納付期間のみであるが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される 58 年 7 月頃は、当該納付期間に該当しない。

加えて、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、A 組合の被保険者資格を喪失した昭和 60 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付している。1 年間も滞ることなく納付しているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年同月頃に払い出されたと推認され、申立期間は国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、国民年金被保険者資格を取得した昭和 60 年 4 月から現在まで、申立期間の前後を含め、申立期間以外の期間に国民年金保険料の未納は無いことから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる上、申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人が当該期間の保険料を納付することができなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 4901

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 6 月から 58 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月から 58 年 1 月まで

私は 20 歳になった頃に、A 市役所に行って国民年金の加入手続をした。申立期間の国民年金保険料は、勤務先の前にある B 銀行か近くの郵便局で納付した記憶がある。几帳面な性格なので、きちんと^き手続をし、きちんと納付した記憶しかない。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、20 歳になった頃に、A 市役所で国民年金の加入の手続を行い、勤務先の前にある B 銀行か近くの郵便局で納付していたとしているところ、申立人の年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 58 年 1 月頃払い出されたと推認され、このことからすると申立期間は保険料を現年度納付することができる期間である。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料は全て納付済みである。

さらに、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和 58 年 2 月から 59 年 3 月までについて、58 年 2 月及び同年 3 月は 59 年 9 月 27 日に、58 年 4 月から 59 年 3 月までは平成 22 年 11 月 25 日に納付記録が追加変更されており、当該記録は A 市の国民年金被保険者名簿に基づき訂正されたと考えられ、これに近接する申立期間の納付記録にも誤りがある可能性が高いと考えられる。

加えて、申立人が、8か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

昭和44年4月1日にA株式会社に入社し、申立期間には、同社本社から同社C工場に転勤したが、勤務は継続しており、給与から厚生年金保険料が控除されていた。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した従業員台帳（発令情報）及び雇用保険の加入記録により、申立人はA株式会社に継続して勤務し（昭和44年6月1日に同社本社から同社C工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和44年4月のオンライン記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日は、昭和44年5月1日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成17年1月から同年4月までの期間、同年6月及び同年7月を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月1日から17年8月1日まで
ねんきん定期便によると、株式会社Aにおける申立期間に係る標準報酬月額は36万円となっているが、給料明細書から控除された厚生年金保険料の控除額は、38万円の標準報酬月額に対応した金額と思われるので、申立期間の標準報酬月額の記録を調査し訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書（平成16年12月から17年8月まで）及び当該事業所が提出した給料台帳（同一期間）によると、申立人は、申立期間のうち、平成17年1月から同年4月までの期間、同年6月及び同年7月において、オンライン記録の標準報酬月額（36万円）に見合う厚生年金保険料額より高額な厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか

低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書及び事業主から提出された給料台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から判断すると、申立期間のうち、平成 17 年 1 月から同年 4 月までの期間、同年 6 月及び同年 7 月の標準報酬月額の記録を 38 万円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成 16 年 12 月及び 17 年 5 月に係る標準報酬月額については、申立人が提出した給料明細書及び当該事業所が提出した給料台帳を基に算定した標準報酬月額（36 万円）とオンライン記録上の標準報酬月額を比較したところ、両者が一致しており、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録における標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人の申立期間のうち、平成 17 年 1 月から同年 4 月までの期間、同年 6 月及び同年 7 月に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出を行い、保険料を納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料明細書及び給料台帳で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に、B株式会社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額記録を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年3月21日から同年4月11日まで

死亡した夫の年金記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。昭和42年4月にA株式会社の経理課からグループ企業のB株式会社に転勤となった。夫は38年にA株式会社に入社してから63年に退社するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び申立人の元上司の供述から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し(A株式会社からB株式会社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の元上司は、「人事発令は昭和42年3月21日であったと思うが、A株式会社での後任への引継ぎ(1週間程度)後、B株式会社に赴任した。」旨の供述をしている上、申立人の妻は、「転勤したのは4月だったと思う。」と供述していること、B株式会社における雇用保険被保険者記録の資格取得日が昭和42年4月1日となって

いることから、A株式会社に係る資格喪失日及びB株式会社に係る資格取得日は、同年4月1日とすることが妥当である。

また、昭和42年3月の標準報酬月額は、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録におけるA株式会社の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日と同日になっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が、昭和42年3月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①については5万円、申立期間②については20万円、申立期間③については10万円、申立期間④については20万円及び申立期間⑤については10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月31日
② 平成19年9月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年9月25日
⑤ 平成21年7月24日

株式会社Aで支払われた申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間①、③、④及び⑤については、株式会社Aの事業主が提出した申立期間に係る退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿、賞与支給控除一覧表及び賞与支給明細書により、申立人は、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額について、申立期間①につ

いては5万円、申立期間③については10万円、申立期間④については20万円、申立期間⑤については10万円とすることが妥当である。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②については、平成19年分退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿により確認できる厚生年金保険料控除額から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続が漏れたとして平成23年10月3日に届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①、②、③、④及び⑤の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①については22万円、申立期間②については60万円、申立期間③については40万円、申立期間④については80万円及び申立期間⑤については30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月31日
② 平成19年9月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年9月25日
⑤ 平成21年7月24日

株式会社Aで支払われた申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間①、③、④及び⑤については、株式会社Aの事業主が提出した申立期間に係る退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿、賞与支給控除一覧表及び賞与支給明細書により、申立人は、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額について、申立期間①につ

いては 22 万円、申立期間③については 40 万円、申立期間④については 80 万円、申立期間⑤については 30 万円とすることが妥当である。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②については、平成 19 年分退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿により確認できる厚生年金保険料控除額から、60 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続が漏れたとして平成 23 年 10 月 3 日に届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①、②、③、④及び⑤の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①については15万円、申立期間②については50万円、申立期間③については35万円、申立期間④については50万円及び申立期間⑤については30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月31日
② 平成19年9月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年9月25日
⑤ 平成21年7月24日

株式会社Aで支払われた申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間①、③、④及び⑤については、株式会社Aの事業主が提出した申立期間に係る退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿、賞与支給控除一覧表及び賞与支給明細書により、申立人は、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額について、申立期間①につ

いては 15 万円、申立期間③については 35 万円、申立期間④については 50 万円、申立期間⑤については 30 万円とすることが妥当である。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②については、平成 19 年分退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿により確認できる厚生年金保険料控除額から、50 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続が漏れたとして平成 23 年 10 月 3 日に届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①、②、③、④及び⑤の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①については20万円、申立期間②については30万円、申立期間③については25万円、申立期間④については60万円及び申立期間⑤については25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月31日
② 平成19年9月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年9月25日
⑤ 平成21年7月24日

株式会社Aで支払われた申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間①、③、④及び⑤については、株式会社Aの事業主が提出した申立期間に係る退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿、賞与支給控除一覧表及び賞与支給明細書により、申立人は、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額について、申立期間①につ

いては 20 万円、申立期間③については 25 万円、申立期間④については 60 万円、申立期間⑤については 25 万円とすることが妥当である。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②については、平成 19 年分退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿により確認できる厚生年金保険料控除額から、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続が漏れたとして平成 23 年 10 月 3 日に届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①、②、③、④及び⑤の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①については15万円、申立期間②については60万円、申立期間③については35万円、申立期間④については60万円及び申立期間⑤については30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月31日
② 平成19年9月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年9月25日
⑤ 平成21年7月24日

株式会社Aで支払われた申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間①、③、④及び⑤については、株式会社Aの事業主が提出した申立期間に係る退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿、賞与支給控除一覧表及び賞与支給明細書により、申立人は、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額について、申立期間①につ

いては 15 万円、申立期間③については 35 万円、申立期間④については 60 万円、申立期間⑤については 30 万円とすることが妥当である。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②については、平成 19 年分退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿により確認できる厚生年金保険料控除額から、60 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続が漏れたとして平成 23 年 10 月 3 日に届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①、②、③、④及び⑤の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①については15万円、申立期間②については45万円、申立期間③については15万円、申立期間④については40万円及び申立期間⑤については20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月31日
② 平成19年9月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年9月25日
⑤ 平成21年7月24日

株式会社Aで支払われた申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間①、③、④及び⑤については、株式会社Aの事業主が提出した申立期間に係る退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿、賞与支給控除一覧表及び賞与支給明細書により、申立人は、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額について、申立期間①及び

③については15万円、申立期間④については40万円、申立期間⑤については20万円とすることが妥当である。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②については、平成19年分退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿により確認できる厚生年金保険料控除額から、45万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続が漏れたとして平成23年10月3日に届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①、②、③、④及び⑤の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①については15万円、申立期間②については35万円及び申立期間③については25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月25日
② 平成20年9月25日
③ 平成21年7月24日

株式会社Aで支払われた申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの事業主が提出した申立期間に係る退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記資料で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①については15万円、申立期間②については35万円及び申立期間③については25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続が漏れたとして平成 23 年 10 月 3 日に届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①、②及び③の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①については15万円、申立期間②については30万円及び申立期間③については22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成20年7月25日
② 平成20年9月25日
③ 平成21年7月24日

株式会社Aで支払われた申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの事業主が提出した申立期間に係る退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記資料で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①については15万円、申立期間②については30万円及び申立期間③については22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続が漏れたとして平成 23 年 10 月 3 日に届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①、②及び③の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①については8万円、申立期間②については20万円及び申立期間③については15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月25日
② 平成20年9月25日
③ 平成21年7月24日

株式会社Aで支払われた申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの事業主が提出した申立期間に係る退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記資料で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①については8万円、申立期間②については20万円及び申立期間③については15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続が漏れたとして平成 23 年 10 月 3 日に届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①、②及び③の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①については10万円、申立期間②については35万円及び申立期間③については22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月25日
② 平成20年9月25日
③ 平成21年7月24日

株式会社Aで支払われた申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの事業主が提出した申立期間に係る賞与支給控除一覧表及び退職所得給与所得源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記資料で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①については10万円、申立期間②については35万円及び申立期間③については22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続が漏れたとして平成23年10月3日に届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①、②及び③の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①については1万円、申立期間②については10万円及び申立期間③については24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成20年7月25日
② 平成20年9月25日
③ 平成21年7月24日

株式会社Aで支払われた申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの事業主が提出した申立期間に係る賞与支給控除一覧表及び退職所得給与所得源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記資料で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①については1万円、申立期間②については10万円及び申立期間③については24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続が漏れたとして平成23年10月3日に届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①、②及び③の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①については20万円、申立期間②については30万円及び申立期間③については21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月25日
② 平成20年9月25日
③ 平成21年7月24日

株式会社Aで支払われた申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの事業主が提出した申立期間に係る源泉徴収簿及び賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記資料で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①については20万円、申立期間②については30万円及び申立期間③については21万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続が漏れたとして平成23年10月3日に届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①、②及び③の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②については20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成20年9月25日
② 平成21年7月24日

株式会社Aで支払われた申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの事業主が提出した申立期間に係る賞与支給控除一覧表及び退職所得給与所得源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記資料で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①及び②については20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続が漏れたとして平成23年10月3日に届出を行っ

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①については30万円、申立期間②については25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成20年9月25日
② 平成21年7月24日

株式会社Aで支払われた申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず被保険者記録から欠落している。両申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの事業主が提出した申立期間に係る賞与支給控除一覧表及び退職所得給与所得源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記資料で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①については30万円、申立期間②については25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続が漏れたとして平成23年10月3日に届出を行っ

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①については10万円及び申立期間②については20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月25日
② 平成20年9月25日

株式会社Aで支払われた申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの事業主が提出した申立期間に係る賞与支給控除一覧表及び退職所得給与所得源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記資料で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①については10万円、申立期間②については20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続が漏れたとして平成23年10月3日に届出を行っ

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①については15万円、申立期間②については35万円、申立期間③については25万円、申立期間④については60万円及び申立期間⑤については20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月31日
② 平成19年9月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年9月25日
⑤ 平成21年7月24日

株式会社Aで支払われた申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間①、③、④及び⑤については、株式会社Aの事業主が提出した申立期間に係る退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿、賞与支給控除一覧表及び賞与支給明細書により、申立人は、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額について、申立期

間①については 15 万円、申立期間③については 25 万円、申立期間④については 60 万円及び申立期間⑤については 20 万円とすることが妥当である。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②については、平成 19 年分退職所得給与所得に対する所得税源泉帳簿により確認できる厚生年金保険料控除額から、35 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続が漏れたとして平成 23 年 10 月 3 日に届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①、②、③、④及び⑤の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①については20万円、申立期間②については5万円及び申立期間③については10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年9月28日
② 平成20年7月25日
③ 平成20年9月25日

株式会社Aで支払われた申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額について、申立期間①については、株式会社Aの事業主が提出した平成19年分退職所得給与所得に対する所得税源泉帳簿により確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円

とすることが妥当である。

また、申立期間②については、当該事業主が提出した賞与支給控除一覧表により、申立人は申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、5万円とすることが妥当である。

一方、申立期間③については、厚生年金保険料の控除が確認できる資料は無いが、事業主は、厚生年金保険の被保険者となっている従業員については同様に保険料を控除したと回答している上、当該事業所が加入するB組合が提出した平成20年9月25日支給に係る健康保険賞与支払届によると、申立人の賞与額は10万円と記載されていることが確認できる上、当該申立期間に係る同僚の賞与支給額及び保険料控除額に基づく標準賞与額は、事業主が提出した上記資料の内容と一致していることから、当該期間の標準賞与額については10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続が漏れたとして平成23年10月3日に届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①、②及び③の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 60 年 3 月に会社を退職した際、A 区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、自宅に届いた納付書で毎月納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 3 月に会社を退職した際、A 区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、自宅に届いた納付書で毎月納付していたと思うとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成 7 年 6 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立期間は、厚生年金保険の加入期間の間の期間であるところ、オンライン記録によると、当該期間は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期に相当する平成 7 年 6 月 28 日に行われた統合に伴って未納とされており、それ以前は国民年金の未加入期間であったと推認され、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から平成10年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から平成10年11月まで
私は、年を取ったら「年金」として戻ってくるのだと言われて、国民年金保険料を納付していたのに、現在、年金を受け取っていない。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続は申立人自身が行ったとしているが、その加入手続の時期についての記憶が無く、年金手帳は1冊受け取ったとしているものの、受け取った時期及び所持していた期間については不明としており、年金手帳の大きさや色については記憶に無いとしていることから、申立人の国民年金の加入状況については不明である。

また、申立人は、国民年金保険料の納付方法については、婚姻（昭和39年1月）前は、申立人又はその実母が集金人に納付し、婚姻していた期間は、申立人又はその義父母が集金人に納付し、離婚（昭和61年4月）後は、実家に戻りその実母が保険料を納付した、また、申立期間に係る保険料額については100円単位であったと思うとしている。しかしながら、申立人は、これらの申述以外に具体的な記憶が無く、その実母及び義父母は既に他界していることから、申立人の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の基礎年金番号は付番されていないことから、申立期間は国民年金の未加入期間と推認され、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間であり、当委員会において、A市に係る「国民年金手

帳記号番号払出簿」(紙台帳)の閲覧(最初の記号番号から昭和36年12月までに払い出された記号番号まで)及びオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間の一部において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

そのほか、申立期間は452か月と長期間であり、行政機関において、長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から54年3月まで

申立期間について、私は20歳の頃（昭和49年*月頃）は収入が少なく国民年金保険料を納付できなかつたが、昭和54年4月にA区役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、同区役所の女性職員から20歳の頃まで遡って保険料を納付することができることを聞き、払込用紙を送ってもらった。当時は一度に保険料を納めることができなかつたので、その年の分の保険料と合わせて、生活に支障の無い範囲内で20歳までの保険料を1年か1年半の間で少しずつ納付した。その保険料額については具体的に覚えていない。当該期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、20歳からの国民年金保険料を納付しておらず、昭和54年4月にA区役所で国民年金の加入手続を行い、20歳までの保険料を当年度の保険料と合わせて1年か1年半の間で少しずつ納付したとしている。しかしながら、申立人は20歳まで遡って納付した保険料額を覚えていないとしており、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和55年3月頃に払い出されていると推認され、その時点では第3回特例納付の実施時期であるところ、特例納付に必要な国民年金保険料額は16万4,000円であり、第3回特例納付期間が終了する同年6月までの3か月間に保険料を納付する必要があるが、申立人は「3か月の短い期間に一括で保険料を納付していない。」と申述しており、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の所持する領収証書によれば、申立期間直後の昭和 54 年度の国民年金保険料 3 万 9,600 円及び 55 年 4 月から同年 6 月までの保険料の合計 5 万 910 円を 55 年 11 月 29 日に納付し、同年 7 月から同年 9 月までの保険料 1 万 1,310 円を同年 8 月 1 日に納付、同年 10 月から同年 12 月までの保険料 1 万 1,310 円を 56 年 3 月 24 日に納付していることが確認でき、申立人は、これらの保険料額と混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり昭和 55 年 3 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち 49 年 8 月から 52 年 12 月までは時効により国民年金保険料を納付することができず、53 年 1 月から 54 年 3 月までは遡って保険料を納付することができる期間であるが、申立人は 20 歳までの期間の保険料を遡及して納付したとの申述に変更が無く、上記納付状況からは当該期間の保険料を納付したことは推認できない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年12月から平成元年3月まで
申立期間について、私は学生であったが、私の父は国民年金保険料の納付に理解があり、私の国民年金保険料だけでなく、家族の保険料も近所の集金人に納付していた。当該期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は学生であったが、その父が近所の集金人に申立人と家族の国民年金保険料を納付したとしている。しかしながら、申立人の保険料を納付したとするその父は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、申立人は保険料納付に関与していないため保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が「平成3年3月30日」と記載されており、オンライン記録と一致していることから、申立期間は未加入期間と推認され、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成3年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち昭和59年12月から63年12月までは時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から7年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から7年4月まで

申立期間について、私は、結婚（平成7年1月）する前の期間の国民年金保険料は未納であった。結婚後A市役所（現在は、B市C区役所）から未納分の保険料請求書がまとめて送られてきたので、妻と妻の両親と一緒にA市役所に行き、同市役所で保険料を全額納付した。金額は30万円ほどであり妻の預金から用立ててもらった。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、結婚前の未納期間の請求書がA市役所から送られてきたので、その妻とその妻の両親と一緒にA市役所で国民年金保険料の30万円ほどをその妻の預金から用立ててもらい納付したとしている。

しかしながら、申立人の基礎年金番号は平成9年5月21日に付番され、その時点では申立期間のうち元年3月から7年3月までは時効により国民年金保険料を納付することができず、同年4月は遡って保険料を納付することができる期間となるが、申立人のオンライン記録には、申立人が9年6月20日に初めて保険料を納付した記載があることから、当該納付の時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の基礎年金番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、上記の申立人のオンラインの納付記録では、平成9年4月から同年6月までの3か月分の国民年金保険料3万8,400円及び7年5月から8年3月までの保険料12万8,700円の合計16万7,100円を9年6月20日

に納付している上、その妻も申立人と同じく、9年5月21日に基礎年金番号を付番され、同時期に8年3月から9年3月までの保険料15万9,300円及び同年4月から同年6月までの保険料3万8,400円の合計19万7,700円を納付し、夫婦の保険料額の合計は36万4,800円となり、申立期間の保険料納付額の30万円ほどと近似しており、上記の保険料納付の事実と混同している可能性も否定できない。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月 24 日から 61 年 1 月 30 日まで
A株式会社における申立期間の給料は固定給で 30 万円だったが、日本年金機構の記録によると、同社における当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は 6 万 4,000 円から 9 万 8,000 円になっている。
この給与では家賃の支払いを含め生活できない。社会保険事務所（当時）が間違っってデータを入力したと考えられるので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の給料は固定給で 30 万円だったので、標準報酬月額はもっと高いはずであり、社会保険事務所の入力誤りと考えられると主張しているが、A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 59 年 12 月 24 日に被保険者資格を取得し、61 年 1 月 30 日に被保険者資格を喪失しているところ、資格取得時の標準報酬月額は 6 万 4,000 円、60 年 8 月の随時改定の標準報酬月額は 9 万 8,000 円と記録されており、当該記録に訂正等の形跡はうかがわれない上、社会保険事務所が複数の届出についていずれも入力を誤るとは考え難い。

また、当該事業主は、厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保存していないことから、申立期間の保険料控除額については不明としているが、給与計算及び社会保険事務の手續は申立人が行っていたと回答しているところ、申立人も、給与計算及び社会保険事務の手續を担当しており、昭和 59 年 12 月 24 日の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び 60 年 8 月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の手續は自分が行ったと供述している。

さらに、当該事業所が委託している会計事務所も、当該事業所に係る当時の資料は保存期間経過のため無いと回答している上、申立期間当時、申立人が居住していたB区及びC区も、当時の課税資料等は保存期間経過のため無いと回答している。

加えて、申立人が申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6916 (事案 435 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 1 日から 51 年 7 月 20 日まで
年金記録を確認したところ、有限会社Aに勤務していた昭和 46 年 5 月 1 日から 51 年 7 月 20 日までの期間について、厚生年金保険被保険者記録が無かった。今回は新たに同社に勤務していたことを裏付ける同僚の証言や写真等を提出するので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、有限会社Aが昭和50年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていること、同社の社会保険手続や給与計算等を行っていたとされる事業主の所在が不明であり、申立てに係る事実を確認できないこと、及び申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 12 月 22 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、同僚の証言や写真等を提出し、自身が有限会社Aに勤務していたことを裏付ける資料であるとして再申立てをしているところ、申立人が名前を記憶している同僚及び有限会社Aにおいて厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚 40 人のうち、所在が確認できた 30 人に照会したところ、22 人から回答があり、15 人は、申立人が申立期間の一部において、同社に勤務していたと供述していることから、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

一方、申立期間のうち、昭和 50 年 12 月から 51 年 7 月 20 日までの期間については、申立人は、「自分は有限会社Aが倒産する前に退社した。」と申述しているが、有限会社Aの倒産時期について回答があった同僚 10

人は、いずれも同社は50年12月に倒産した旨の回答をしていることから、当該期間における同社の営業実態及び申立人の勤務実態が確認できない。

また、申立人が有限会社Aに勤務していたと供述している前述の同僚15人からは、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとの供述は得られない。

さらに、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、整理番号は連番となっており、欠番は無い。

なお、オンライン記録によると、申立人が記憶する同僚のうち、二人については、有限会社Aに勤務していたとする期間に厚生年金保険被保険者記録は無く、国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立期間について委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月 1 日から平成 9 年 10 月 1 日まで
国の記録では、株式会社 A に係る申立期間の標準報酬月額が、私の知らないところで減額処理されていることに納得がいかない。

第三者委員会で調査の上、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和 60 年 10 月から平成元年 11 月までは 47 万円（上限額）から 6 万 8,000 円、同年 12 月から 6 年 10 月までは 53 万円（上限額）から 8 万円、同年 11 月から 9 年 9 月までは 59 万円（上限額）から 9 万 2,000 円に、それぞれ 9 年 9 月 4 日付けで、遡って減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、閉鎖登記簿謄本により、申立人は、株式会社 A の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、「社会保険料の滞納はあった。」と回答していることに加え、株式会社 A に係る厚生保険特別会計債権消滅不納欠損決議書により、合計 1,705 万 4,661 円の不納欠損額が生じていることが確認できる（不納欠損年月日：平成 15 年 12 月 3 日）。

さらに、申立人は、「社会保険事務所（当時）の職員から、遡及訂正手続について自分に助言はあったが、社会保険事務所が勝手にやったことである。」と申述しているところ、滞納処分票により、申立人及び経理担当者に対し、社会保険事務所から再三にわたり、面談による社会保険料の督促が行われていることが確認できることを踏まえると、社会保険事務所が、事業主であった申立人に何らの同意も得ずに、又は申立人の一切の関与も

無しに、無断で当該処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役は、会社の業務としてなされた行為については責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6918 (事案 4399 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月頃から 39 年 12 月頃まで
前回、申立期間の一部(昭和 35 年 8 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで)について、記録の訂正は必要無いとの通知を受けたが、申立期間に勘違いがあったことも含め、前回の判断には到底納得がいかないので再度申立てをする。その理由は、以下のとおりである。

- (1) 申立期間当時、私と兄は同じく有限会社Aに勤務していたが、兄の被保険者記録は存在するものの、申立期間に係る私の記録は無い。なぜ、無いかについては、次のように考える。i) 私も兄も名前が漢字一文字であり、また、私の名前は男性に間違われやすい。ii) 兄の被保険者記録には私の生年月日が書かれているとのことである。

以上のことから、オンライン化するときに、私の記録と兄の記録が混同されて、私の記録のみが抹消されたのではないかと思う。

- (2) 私が申立事業所に入社して以来、社会保険事務手続は私が行っていた。手続をした同僚だけでも 14 人いる。当然私の手続も私自身が行った。約 4 年間も健康保険に加入しないでは到底考えられない。

以上から、再度第三者委員会で調査の上、私に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 35 年 8 月 1 日から 37 年 3 月 1 日までについては、有限会社A(以下「申立事業所」という。)において、勤務実態は推認で

きるものの、i) 当時の事業主は既に他界しており、当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができないこと、ii) 当時の同僚及びオンライン記録から、申立期間当時、申立事業所は従業員の全員について厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえること、iii) 健康保険厚生年金保険被保険者名簿からは、申立人の氏名は確認できず、健康保険証番号に欠番も無いこと、iv) 申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無いこと等を理由として、平成 22 年 10 月 20 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回申立人は、昭和 61 年頃から実施されたオンライン化により、申立人と申立人の兄（以下「兄」という。）に係る厚生年金保険被保険者記録が混同され、申立人の記録のみが抹消されたために、申立人の記録が無いと主張しているが、申立事業所に係る兄の雇用保険の記録と厚生年金保険の加入記録とは合致していることが確認できる上、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿（以下「払出簿」という。）により、申立事業所に係る兄の厚生年金保険被保険者手帳記号番号は、36 年 8 月 1 日に、ほかの同僚二人と連番で払い出されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、兄の生年月日は、大正 12 年*月*日であることが確認できるところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び払出簿において、兄の生年月日は当初、申立人の生年月日である昭和 13 年*月*日と元号（昭和と大正）が異なる「大正 13 年*月*日」と誤って記載されていることが確認できるが、同払出簿の備考欄の記載により、兄の生年月日は、オンライン化が実施されるより約 16 年も前の昭和 45 年 9 月 10 日付けで「大正 12 年*月*日」と正しく訂正されていることが確認できる。

なお、仮にオンライン化する際に、申立人の主張するとおりの申立人と兄の記録が混同されたり、申立人の記録が抹消されたとすれば、オンライン化に伴ってデータを打ち込むための基礎となる記録である被保険者名簿には申立人の氏名が存在しなければならないこととなるが、前回にも通知したとおり、当該被保険者名簿からは、申立人の氏名は確認できない上、健康保険証番号にも欠番は無いことから、オンライン化の際に記録が混同されたり抹消されたりしたとは言い難い。

さらに、申立人は、申立事業所において当時の同僚 14 人の氏名を挙げて、申立人自身のほか、当該 14 人の社会保険事務手を自らが行ったと主張しており、被保険者名簿により、当該 14 人全員の加入記録が確認できるところ、申立期間において、申立人又は事業主から申立人に係る被保険者資格取得、喪失届及び健康保険厚生年金保険標準報酬月額算定基礎届等の関連書類を社会保険事務所（当時）に提出する機会が複数回あったに

もかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人の記録のみを記録していないとは、通常処理では考え難い。

加えて、申立人は、申立人の名前が男性に間違われやすいと主張しているが、申立人が申立事業所において昭和45年1月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した厚生年金保険被保険者手帳記号番号は、申立期間より前の34年10月28日付けで、有限会社Bにより払い出された番号であるところ、有限会社Bに係る払出簿には、申立人氏名は「C」、性別は「女」に○印が記されていることが確認できることに加え、当該氏名は、申立人から提出のあった厚生年金保険被保険者証の氏名「C」と一致していることが確認できる。

なお、申立人は、「独身のときは、社会保険の届出書関係は『D』としていたかもしれない。」と述べているところ、有限会社Aに係る被保険者名簿（昭和45年1月10日取得）には、婚姻後であるにもかかわらず、「E」と記載されており、上記払出簿の氏名は、昭和56年1月10日付けで「C」から「F」に訂正されていることが確認できることを踏まえると、申立期間に係る社会保険の届出書類において、申立人の名前が、男性に間違われていたとは言い難い。

このほかに、申立期間について、同僚の証言等により、勤務の実態は推認できるものの、申立人の申立期間に係る記録について、訂正処理がなされるなどの不自然な点は確認できないほか、当初の委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。